

兵庫県公報

令和2年7月17日 金曜日 第123号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	2
○ 兼用工作物の管理方法に係る協議の成立（公園緑地課）	2
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	2
○ 入札公告（管理課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	7
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	7
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成26年分の収支報告書の要旨	11
○ 政治団体から提出された平成27年分の収支報告書の要旨	12
○ 政治団体から提出された平成28年分の収支報告書の要旨	12
○ 政治団体から提出された平成29年分の収支報告書の要旨	12
○ 政治団体から提出された平成30年分の収支報告書の要旨	13
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	20
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	42

告 示

兵庫県告示第781号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
天王町	神戸市	兵庫区	天王町一丁目		33番1の一部、34番の一部、234番3、234番7、236番1の一部、236番2の一部、236番5

兵庫県告示第782号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
下秋里	佐用郡	佐用町	下秋里	戦 今谷	23番4、23番5、24番1、24番1地先の道路敷、36番1、36番3、36番5、37番1から37番3まで、40番19の一部、40番20、40番21の一部、40番25の一部、40番26から40番28まで、40番29の一部、40番32から40番35までの各一部、40番36、40番42、40番44、40番45 143番1の一部



兵庫県告示第783号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、川西市から阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

令和2年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業の名称及び施行者の名称

事業の名称 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業

施行者の名称 川西市



兵庫県告示第784号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により、都市公園と川西市駐輪場との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年7月17日から2週間、県土整備部まちづくり局公園緑地課及び阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公園の名称

兵庫県立西猪名公園

2 兼用工作物の位置

川西市久代6丁目

3 兼用工作物の管理者

都市公園管理者 兵庫県知事

川西市駐輪場管理者 川西市長

4 管理の内容

兼用工作物の通常の維持管理については、川西市駐輪場管理者が行う。また、兼用工作物の修繕及び改築は原則として川西市駐輪場管理者が、兼用工作物の災害復旧は原則として都市公園管理者がそれぞれ行う。

5 管理の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
オ	洲本市由良三丁目1438番17	425.87	宅地	10,220	1,022
カ	たつの市龍野町北龍野字的場261番7	297.62	宅地	7,767	777

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者

3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 受付期間

令和2年7月15日（水）から同年8月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、令和2年7月15日（水）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、令和2年8月3日（月）消印有効とする。

- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
 - (1) 入札期間
令和2年8月18日（火）午後1時から同月25日（火）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
令和2年8月25日（火）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月17日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
県立学校学習用コンピュータ 一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
令和2年10月30日（金）
 - (4) 納入場所
県立神戸特別支援学校ほか（詳細は仕様書のとおり）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月17日（金）から同月31日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年8月26日（水）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年8月25日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年7月17日（金）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年7月31日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年8月19日（水）午後5時から同月26日（水）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月18日（土）から同年8月12日（水）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月18日（土）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年7月31日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月19日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年8月24日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月9日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 set of Prefectural school computer
- (3) Delivery period: October 30, 2020
- (4) Delivery location:
Kobe Special Support School and other locations (as specified in the specifications)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 31, 2020
- (6) Deadline for tender:
14:00 August 26, 2020 by direct delivery and electronic bidding system
17:00 August 25, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4922



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町二子字西垣241番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市二見町西二見16番地の1
株式会社兵庫ハウジングサービス 代表取締役 淵脇州平
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年5月16日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（1播磨）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月17日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター所長 芦田義則

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達名称
県立農林水産技術総合センター排ガス処理システム改修工事一式
 - (2) 履行場所
兵庫県加西市別府町南ノ岡甲1533
 - (3) 工事概要
 - ア 工種 製造請負工事（受注者責任設計及び施工工事）
 - イ 規模
 - (7) 排ガス洗浄装置 一式（処理能力 60m³/秒）
湿式排ガス装置 防音ボックス付ファン 白煙除去装置等
 - (4) 排ガス発生設備 ドラフトチャンバー3台 試料前処理装置一式

窒素分解装置4台

(4) 履行期限

令和2年11月30日限り

2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に管工事又は機械器具設置工事で登録されていること。

また、同名簿に管工事又は機械器具設置工事で登録されていない者については、開札時までに入札参加資格を取得（登録）すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業又は機械器具設置工事に係る建設業の許可を有すること。

(2) 平成22年度以降入札公告日の前日までに完了した国（独立行政法人、公団及び公社を含む。）又は都道府県（公社を含む。）又は市区町村（公社を含む。）が発注した排ガス処理設備の工事一式を施工した実績があること。なお、同工事は局所排気装置又はこの装置から排出されるガスの洗浄装置一式を対象としたものであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

(4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

(6) 配置技術者の要件

ア 建設業法の規定による管工事業又は機械器具設置工事に係る主任技術者の資格を有する者を本件工事に適正に配置できること。ただし、請負代金額が3,500万円以上の場合は、建設業法に規定する営業所における専任技術者でない者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に配置すること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の主任技術者とするすることができる。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び6(4)キで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和2年7月17日（金）から同月31日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）

〒679-0198 兵庫県加西市別府町南ノ岡甲1533

兵庫県立農林水産技術総合センター総務部 砂川

電話（0790）47-2400 内線212 F A X（0790）47-0549

4 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び仕様書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札参加資格確認資料等

令和2年7月17日（金）から同月31日（金）まで

イ 誓約書及び仕様書等

令和2年7月17日（金）から同年8月25日（火）まで

(2) 交付方法

県のホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「工事・設計」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和2年7月17日（金）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参し、又は郵送すること。

6 入札手続等

(1) 入札日時及び場所

令和2年8月26日（水）午後2時

兵庫県立農林水産技術総合センター 3階第4会議室

(2) 入札方法等

上記(1)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、入札書を封筒に入れて令和2年8月25日（火）午後5時までに上記3(2)の場所に必着すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

要

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に提出すること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

カ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

キ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(5) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

エ 別紙、入札説明書9(3)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

ウ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 落札者が、落札決定の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 無

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

7 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約を締結した者は、次のア及びイを県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札日までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先
上記3(2)に同じ。

(6) 入札結果については、落札決定後、兵庫県立農林水産技術総合センター総務部にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページで公表する。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Renovation of Exhaust gas treatment facility

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 July 31, 2020

(3) Deadline for tenders :

14:00 August 26, 2020 by direct delivery

17:00 August 25, 2020 by mail

(4) Person to contact concerning the notice :

Mr. Sunagawa, Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry & Fisheries

1533 Minaminooka Kou, Befu-cho, Kasai, Hyogo 679-0198

TEL (0790)47-2400 Ext. 212

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成26年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

松本ゆういち後援会

報告年月日01.11.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

光本けいすけ後援会

報告年月日01.09.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成27年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

松本ゆういち後援会

報告年月日01.11.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

光本けいすけ後援会

報告年月日01.09.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成28年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

松本ゆういち後援会

報告年月日01.11.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

光本けいすけ後援会

報告年月日01.09.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

森田としかず後援会

報告年月日01.12.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成29年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

松本ゆういち後援会

報告年月日01. 11. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

光本けいすけ後援会

報告年月日01. 09. 18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

森田としかず後援会

報告年月日01. 12. 10

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成30年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

自由民主党八鹿町支部

報告年月日01. 11. 29

1 収入総額	323, 237
前年繰越額	80, 237
本年收入額	243, 000
2 支出総額	237, 378
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	125, 000
自由民主党八鹿町支部総会会費	125, 000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	118, 000
自由民主党兵庫県第五選挙区支部	50, 000
自由民主党兵庫県支部連合会	68, 000
4 支出の内訳	
経常経費	48, 862
人件費	15, 000
事務所費	33, 862
政治活動費	188, 516
組織活動費	137, 916
その他の経費	50, 600

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

（単位 円）

明日の須磨を創る会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.09.10

小 卷 建 一
 神戸市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

くすのき会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.09.11

楠 明 廣
 たつの市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

黒田一美の会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.09.03

黒 田 一 美
 兵庫県議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

尚美会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.10.09

奥 野 尚 美
 兵庫県議会議員

1 収入総額	500,000
本年收入額	500,000
2 支出総額	500,000
3 本年收入の内訳	
寄附	500,000
個人分	500,000
4 支出の内訳	
政治活動費	500,000
寄附・交付金	500,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
奥 野 尚 美	500,000 西宮市

千住啓介と共に熱くなる会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.09.27

千 住 啓 介
 明石市議会議員

1 収入総額	153,677
前年繰越額	53,677
本年收入額	100,000
2 支出総額	120,000
3 本年收入の内訳	
寄附	100,000

個人分		100,000
4 支出の内訳		
政治活動費		120,000
組織活動費		120,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	100,000	

灘井義弘後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01. 11. 01

灘井義弘
 芦屋市議会議員

1 収入総額		0
2 支出総額		0

わきた和子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01. 09. 17

脇田和子
 神戸市議会議員

1 収入総額		0
2 支出総額		0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

新しい姫路を創る会

報告年月日01. 09. 30

1 収入総額		737,802
本年收入額		737,802
2 支出総額		737,802
3 本年收入の内訳		
寄附		737,802
政治団体分		737,802
4 支出の内訳		
政治活動費		737,802
組織活動費		143,602
機関紙誌の発行その他の事業費		594,200
宣伝事業費		594,200
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
飯島よしお後援会	737,802	姫路市

英友会（玉川ひでき後援会）

報告年月日01. 09. 02

1 収入総額		194,240
前年繰越額		194,240
2 支出総額		0

おくの尚美をはげます会

報告年月日01. 10. 09

1	収入総額		681,696
	前年繰越額		181,696
	本年收入額		500,000
2	支出総額		288,612
3	本年收入の内訳		
	寄附		500,000
	政治団体分		500,000
4	支出の内訳		
	経常経費		31,572
	備品・消耗品費		31,572
	政治活動費		257,040
	組織活動費		257,040
5	寄附の内訳		
	[政治団体分]		
	尚美会	500,000	西宮市

木谷万里後援会

報告年月日01.09.02

1	収入総額		337,548
	本年收入額		337,548
2	支出総額		337,548
3	本年收入の内訳		
	寄附		337,548
	個人分		337,548
4	支出の内訳		
	政治活動費		337,548
	機関紙誌の発行その他の事業費		337,548
	機関紙誌の発行事業費		337,548
5	寄附の内訳		
	[個人分]		
	木谷万里	287,548	加古川市
	年間5万円以下のもの	50,000	

黒田一美後援会

報告年月日01.09.03

1	収入総額		1,316,190
	前年繰越額		111,189
	本年收入額		1,205,001
2	支出総額		1,195,364
3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費(402人)		1,205,000
	その他の収入		1
	一件10万円未満のもの		1
4	支出の内訳		
	経常経費		779,929
	備品・消耗品費		54,515
	事務所費		725,414
	政治活動費		415,435
	組織活動費		415,435

神戸ビッグバンプロジェクト

報告年月日01.11.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小林俊之後援会

報告年月日01.09.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

坂上明後援会

報告年月日01.10.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

さきもと祐治後援会

報告年月日01.09.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

城谷英之後援会

報告年月日01.12.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

住田由之輔後援会

報告年月日01.10.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

全国小売酒販政治連盟兵庫県支部

報告年月日01.09.13

1 収入総額	666,227
前年繰越額	184,487
本年收入額	481,740
2 支出総額	481,878
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(1554人)	388,500
その他の収入	93,240
支部還元金	93,240
4 支出の内訳	
政治活動費	481,878
組織活動費	481,878

大日本國勇社

報告年月日01.12.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

谷口博文後援会

報告年月日01.12.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

徹志会

報告年月日01.11.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中川景太と尼から子どもの笑顔を増やす会

報告年月日01.11.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

仲間一成後援会

報告年月日01.09.18

1 収入総額	127,855
前年繰越額	127,855
2 支出総額	0

中村毅志後援会

報告年月日01.11.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

日本共産党神戸市会議員金沢はるみ後援会

報告年月日01.12.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

日原ひろのぶ後援会

報告年月日01.11.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

兵庫県歯科医師連盟灘支部

報告年月日01.10.24

1 収入総額	648,487
前年繰越額	221,487
本年收入額	427,000
2 支出総額	614,788
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(89人)	267,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	160,000
兵庫県歯科医師連盟	160,000
4 支出の内訳	
政治活動費	614,788
寄附・交付金	614,788

ひょう敏雄後援会

報告年月日01.10.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤本政経研究会

報告年月日01.09.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

松本ゆういち後援会

報告年月日01.11.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

光本けいすけ後援会

報告年月日01.09.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

未来政経調査会 2 1

報告年月日01.09.18

1 収入総額	2,467,430
前年繰越額	2,467,430
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
〔動産〕	
街宣車	1,500,000

森田としかず後援会

報告年月日01.12.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山口みさえ後援会「みさえ広場」

報告年月日01.09.27

1 収入総額	193,844
前年繰越額	43,844
本年收入額	150,000
2 支出総額	117,980
3 本年收入の内訳	
寄附	150,000
個人分	150,000
4 支出の内訳	
政治活動費	117,980
組織活動費	1,762
機関紙誌の発行その他の事業費	116,218
機関紙誌の発行事業費	116,218
5 寄附の内訳	

〔個人分〕

山口 みさえ

150,000 芦屋市

山本よしき後援会

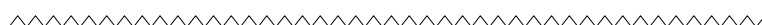
報告年月日01.09.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

拉致被害者を救う会兵庫

報告年月日01.12.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和2年7月17日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

令和元年解散分

自由民主党波賀町支部

報告年月日31.03.27(31.03.20解散)

1 収入総額	125,470
前年繰越額	125,470
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県加古川市第一支部

報告年月日01.07.29(01.07.09解散)

1 収入総額	3,695,266
前年繰越額	2,325,266
本年收入額	1,370,000
2 支出総額	3,695,266
3 本年收入の内訳	
寄附	1,370,000
個人分	30,000
団体分	1,340,000
4 支出の内訳	
經常経費	2,353,121
人件費	1,310,224
光熱水費	38,509
備品・消耗品費	203,881
事務所費	800,507
政治活動費	1,342,145
組織活動費	561,565
機関紙誌の発行その他の事業費	293,577

宣伝事業費		293,577
寄附・交付金		487,003
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	30,000	
〔団体分〕		
(株) マルアイ	360,000	加古川市
日の出通商(株)	120,000	加古郡稲美町
年間5万円以下のもの	860,000	

自由民主党兵庫県参議院選挙区第二支部

報告年月日31.03.08(31.03.07解散)

1 収入総額		9,910,951
前年繰越額		9,910,910
本年収入額		41
2 支出総額		9,910,951
3 本年収入の内訳		
その他の収入		41
一件10万円未満のもの		41
4 支出の内訳		
経常経費		3,044,931
人件費		1,815,062
光熱水費		50,374
備品・消耗品費		73,340
事務所費		1,106,155
政治活動費		6,866,020
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕		6,200,000
組織活動費		490,413
機関紙誌の発行その他の事業費		175,607
宣伝事業費		175,607
寄附・交付金		6,200,000
5 資産等の内訳		
〔貸付金〕		
鴻池祥肇		25,000,000

自由民主党兵庫県三田市第一支部

報告年月日01.07.01(01.06.30解散)

1 収入総額		643,797
前年繰越額		643,797
2 支出総額		643,797
3 支出の内訳		
経常経費		120,000
人件費		120,000
政治活動費		523,797
組織活動費		419,037
選挙関係費		104,760

自由民主党兵庫県西宮市第七支部

報告年月日31.02.19(31.02.18解散)

1 収入総額	1,012
前年繰越額	1,012
2 支出総額	1,012
3 支出の内訳	
政治活動費	1,012
寄附・交付金	1,012

自由民主党兵庫県西宮市第八支部

報告年月日31.04.01(31.03.10解散)

1 収入総額	1
前年繰越額	1
2 支出総額	1
3 支出の内訳	
政治活動費	1
組織活動費	1

自由民主党兵庫県西宮市第四支部

報告年月日01.10.04(01.09.30解散)

1 収入総額	258,463	
前年繰越額	128,463	
本年收入額	130,000	
2 支出総額	258,463	
3 本年收入の内訳		
寄附	130,000	
政治団体分	130,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	258,463	
寄附・交付金	258,463	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
西宮市歯科医師連盟	100,000	西宮市
年間5万円以下のもの	30,000	

立憲民主党兵庫県参議院選挙区第1総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

安田真理

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日01.11.28(01.11.27解散)

1 収入総額	26,251,228
本年收入額	26,251,228
2 支出総額	26,251,228
3 本年收入の内訳	
寄附	100,000
個人分	100,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	26,151,203
立憲民主党本部	24,340,000
立憲民主党兵庫県連合	1,811,203
その他の収入	25
一件10万円未満のもの	25

4 支出の内訳		
經常経費		8,025,436
人件費		5,565,282
光熱水費		88,060
備品・消耗品費		907,749
事務所費		1,464,345
政治活動費		18,225,792
組織活動費		1,832,890
選挙関係費		100,000
機関紙誌の発行その他の事業費		16,167,848
機関紙誌の発行事業費		5,674,959
宣伝事業費		10,492,889
調査研究費		32,971
寄附・交付金		92,083
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
安田 真理	100,000	神戸市中央区

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））

（単位 円）

令和元年解散分

税理士による鴻池祥肇後援会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第2号

公職の候補者の氏名

鴻池 祥肇

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 01.05.24(01.05.20解散)

1 収入総額	147,430
前年繰越額	147,430
2 支出総額	147,430
3 支出の内訳	
政治活動費	147,430
寄附・交付金	141,350
その他の経費	6,080

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

令和元年解散分

明日の須磨を創る会

資金管理団体の届出をした者の氏名

崎 元 祐 治

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

資金管理団体の指定期間

01.01～06.07

報告年月日 01.09.10(01.08.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

いが央（ひろし）ネットワーククラブ略称（後援会）

資金管理団体の届出をした者の氏名

伊 賀 央

資金管理団体の届出に係る公職の種類

豊岡市議会議員

報告年月日31.03.11(31.02.27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

池本晃後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 池 本 晃
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 高砂市議会議員

報告年月日01.08.16(01.08.16解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

一色俊哉後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 一 色 俊 哉
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 芦屋市議会議員

報告年月日31.03.25(31.02.28解散)

1 収入総額	10,800
前年繰越額	800
本年收入額	10,000
2 支出総額	10,800
3 本年收入の内訳	
寄附	10,000
個人分	10,000
4 支出の内訳	
政治活動費	10,800
その他の経費	10,800
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	10,000

入江正人後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 入 江 正 人
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 高砂市議会議員

報告年月日31.04.03(31.04.01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石見利勝後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石 見 利 勝
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 姫路市長

報告年月日01.09.09(01.08.31解散)

1 収入総額	10,685,200
前年繰越額	6,185,169
本年收入額	4,500,031
2 支出総額	10,685,189
3 本年收入の内訳	
寄附	4,500,000
個人分	500,000
政治団体分	4,000,000
その他の収入	31

一件10万円未満のもの		31
4 支出の内訳		
經常経費		9,957,519
人件費		7,363,000
事務所費		2,594,519
政治活動費		727,670
組織活動費		151,360
寄附・交付金		576,310
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
平野一枝	500,000	姫路市
〔政治団体分〕		
新生姫路市民の会	4,000,000	姫路市
大塩民生後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		大塩民生
資金管理団体の届出に係る公職の種類		川西市長
報告年月日31.02.07(31.01.31解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
おなか利治育成会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		尾仲利治
資金管理団体の届出に係る公職の種類		明石市議会議員
報告年月日01.06.27(01.06.27解散)		
1 収入総額		456,927
前年繰越額		366,927
本年收入額		90,000
2 支出総額		447,142
3 本年收入の内訳		
寄附		90,000
個人分		90,000
4 支出の内訳		
政治活動費		447,142
寄附・交付金		447,142
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
尾仲利治	90,000	明石市
絹川和之後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		絹川和之
資金管理団体の届出に係る公職の種類		明石市議会議員
報告年月日31.01.18(31.01.18解散)		
1 収入総額		3,860
前年繰越額		3,860
2 支出総額		0
経友会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		中川経夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員	
報告年月日31.04.01(31.03.31解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
尚美会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	奥野尚美	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日01.10.09(01.10.09解散)		
1 収入総額		1,726,678
本年收入額		1,726,678
2 支出総額		1,726,678
3 本年收入の内訳		
寄附		1,726,678
個人分		1,426,678
政治団体分		300,000
4 支出の内訳		
政治活動費		1,726,678
寄附・交付金		1,726,678
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
奥野尚美	1,426,678	西宮市
〔政治団体分〕		
国民民主党	300,000	東京都千代田区
辰巳浩司後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	辰巳浩司	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	明石市議会議員	
報告年月日31.03.14(31.03.14解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
灘井義弘後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	灘井義弘	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	芦屋市議会議員	
報告年月日01.11.01(01.11.01解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
にしのみや政経懇話会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	吉岡政和	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日01.11.27(01.10.31解散)		
1 収入総額		1,500,000
前年繰越額		1,500,000
2 支出総額		1,000,000
3 支出の内訳		
政治活動費		1,000,000
寄附・交付金		1,000,000

畑広次郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日31.03.14(31.02.28解散)

畑 広次郎
 加古川市議会議員

1 収入総額	458,119
前年繰越額	458,117
本年收入額	2
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	2
一件10万円未満のもの	2

発展！ふるさと加西

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.10.03(01.09.30解散)

西 村 衛
 加西市長

1 収入総額	0
2 支出総額	0

久枝陽一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日31.04.09(31.04.09解散)

久 枝 陽 一
 明石市議会議員

1 収入総額	563,000
前年繰越額	443,000
本年收入額	120,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	120,000
政治団体分	120,000
4 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
組織内議員を支援し政策実現を推進する会	120,000 東京都中央区

平木ひろみ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日01.06.25(01.06.21解散)

平 木 博 美
 神戸市議会議員

1 収入総額	3,292,506
前年繰越額	3,292,492
本年收入額	14
2 支出総額	1,133,744
3 本年收入の内訳	
その他の収入	14
一件10万円未満のもの	14
4 支出の内訳	
経常経費	561,526
人件費	559,690
事務所費	1,836

政治活動費	572,218
機関紙誌の発行その他の事業費	479,220
宣伝事業費	479,220
その他の経費	92,998

平野昌司後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 平野昌司
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 神戸市議会議員
 報告年月日01.10.02(01.09.30解散)

1 収入総額	6,931,295	
前年繰越額	1,271,191	
本年收入額	5,660,104	
2 支出総額	6,931,295	
3 本年收入の内訳		
寄附	5,500,000	
個人分	4,500,000	
政治団体分	1,000,000	
その他の収入	160,104	
一件10万円未満のもの	160,104	
4 支出の内訳		
經常経費	3,159,764	
人件費	1,200,000	
光熱水費	55,801	
備品・消耗品費	438,545	
事務所費	1,465,418	
政治活動費	3,771,531	
組織活動費	1,298,672	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,932,574	
宣伝事業費	1,932,574	
寄附・交付金	406,456	
その他の経費	133,829	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
岡田和代	1,500,000	神戸市兵庫区
岡田龍絵	1,500,000	同市長田区
岡田和子	1,500,000	三田市
〔政治団体分〕		
自由民主党兵庫中央分会	1,000,000	神戸市兵庫区

廣川善徳後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 廣川善徳
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 豊岡市議会議員
 報告年月日31.01.31(31.01.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤本俊郎政経研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 藤本俊郎
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 兵庫県議会議員

報告年月日01.08.28(01.08.28解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

むかい道尋後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

向井道尋

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日01.06.18(01.06.11解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

盛耕三後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

盛耕三

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日01.06.17(01.06.10解散)

1 収入総額	2,237,773
前年繰越額	40,514
本年收入額	2,197,259
2 支出総額	2,237,773
3 本年收入の内訳	
寄附	2,197,259
個人分	2,197,259
4 支出の内訳	
経常経費	2,139,396
人件費	1,000,000
光熱水費	54,583
備品・消耗品費	138,567
事務所費	946,246
政治活動費	98,377
機関紙誌の発行その他の事業費	98,377
宣伝事業費	98,377
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
盛耕三	2,197,259
	相生市

藪本政経懇話会

資金管理団体の届出をした者の氏名

藪本吉秀

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三木市長

報告年月日31.04.01(31.03.31解散)

1 収入総額	4,948
前年繰越額	4,948
2 支出総額	0

渡部完政経研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名

渡部完

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日01.12.18(01.12.18解散)

1 収入総額	134,649
前年繰越額	134,649

2 支出総額	134,649
3 支出の内訳	
經常経費	66,871
人件費	30,000
備品・消耗品費	25,271
事務所費	11,600
政治活動費	67,778
組織活動費	67,778

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

令和元年解散分

明日の小野市を考える会

報告年月日01.09.30(01.08.31解散)

1 収入総額	640,563
本年收入額	640,563
2 支出総額	640,563
3 本年收入の内訳	
寄附	640,563
個人分	640,563
4 支出の内訳	
經常経費	99,754
人件費	80,000
光熱水費	19,754
政治活動費	540,809
機関紙誌の発行その他の事業費	540,809
機関紙誌の発行事業費	392,660
宣伝事業費	148,149
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
河島信行	640,563 小野市

明日の三田をつくる会

報告年月日01.09.19(01.09.16解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石井みどり後援会宝塚支部

報告年月日01.06.27(01.06.23解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石井みどり兵庫県後援会

報告年月日01.08.07(01.08.07解散)

1 収入総額	24,261
前年繰越額	24,261
2 支出総額	24,261
3 支出の内訳	
經常経費	432

事務所費	432
政治活動費	23,829
寄附・交付金	23,829

石黒ながよし後援会

報告年月日31.03.18(31.02.28解散)

1 収入総額	5,598
前年繰越額	5,598
2 支出総額	0

一五会

報告年月日01.08.08(01.07.31解散)

1 収入総額	22,800
前年繰越額	22,800
2 支出総額	0

今と10年先の三田の話をする会

報告年月日31.03.28(31.03.28解散)

1 収入総額	922,492
前年繰越額	922,492
2 支出総額	0

今を未来につなぐ会

報告年月日01.05.07(01.05.07解散)

1 収入総額	30,000
前年繰越額	30,000
2 支出総額	30,000
3 支出の内訳	
政治活動費	30,000
その他の経費	30,000

岩田よしあき後援会

報告年月日31.03.26(31.03.01解散)

1 収入総額	3,722,312
前年繰越額	3,602,302
本年收入額	120,010
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	120,000
政治団体分	120,000
その他の収入	10
一件10万円未満のもの	10
4 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
組織内議員を支援し政策実現を推進する会	120,000 東京都中央区

上田良介後援会

報告年月日01.08.01(01.07.31解散)

1 収入総額	100,000
--------	---------

前年繰越額	67,529
本年收入額	32,471
2 支出総額	100,000
3 本年收入の内訳	
寄附	32,471
個人分	32,471
4 支出の内訳	
経常経費	100,000
事務所費	100,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	32,471

大塚よし子後援会

報告年月日31.03.29(31.03.29解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

おくの尚美をはげます会

報告年月日01.10.09(01.10.09解散)

1 収入総額	2,119,762
前年繰越額	393,084
本年收入額	1,726,678
2 支出総額	2,119,762
3 本年收入の内訳	
寄附	1,726,678
政治団体分	1,726,678
4 支出の内訳	
経常経費	1,371,600
事務所費	1,371,600
政治活動費	748,162
組織活動費	748,162
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
尚美会	1,726,678 西宮市

おなか利治はげます会

報告年月日01.08.01(01.08.01解散)

1 収入総額	447,542
本年收入額	447,542
2 支出総額	447,542
3 本年收入の内訳	
寄附	447,542
政治団体分	447,542
4 支出の内訳	
政治活動費	447,542
機関紙誌の発行その他の事業費	446,508
機関紙誌の発行事業費	446,508
その他の経費	1,034

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

おなか利治育成会	447,142	明石市
年間5万円以下のもの	400	

輝くさんだ創生の会

報告年月日01.10.01(01.10.01解散)

1 収入総額		609,714
本年収入額		609,714
2 支出総額		609,714
3 本年収入の内訳		
借入金		562,614
森 哲 男		562,614
その他の収入		47,100
一件10万円未満のもの		47,100
4 支出の内訳		
経常経費		553,183
光熱水費		25,607
備品・消耗品費		8,576
事務所費		519,000
政治活動費		56,531
組織活動費		35,200
機関紙誌の発行その他の事業費		6,480
宣伝事業費		6,480
その他の経費		14,851

輝く福崎町をつくる会（橋本省三後援会）

報告年月日01.08.20(01.07.31解散)

1 収入総額		32,851
前年繰越額		32,851
2 支出総額		0

笠谷圭司後援会

報告年月日31.03.28(31.03.28解散)

1 収入総額		17,123
前年繰越額		17,123
2 支出総額		0

川上命後援会

報告年月日31.01.15(31.01.15解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

北川憲一後援会

報告年月日31.02.07(31.01.20解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

北脇千尋後援会

報告年月日01.08.23(01.08.23解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

鴻池よしただ後援会

報告年月日31.03.13(31.03.12解散)

1 収入総額	612,304
前年繰越額	612,299
本年收入額	5
2 支出総額	612,304
3 本年收入の内訳	
その他の収入	5
一件10万円未満のもの	5
4 支出の内訳	
経常経費	471,890
人件費	177,406
備品・消耗品費	230,176
事務所費	64,308
政治活動費	140,414
組織活動費	140,414

神戸ビッグバンプロジェクト

報告年月日01.11.12(01.10.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

さきもと祐治後援会

報告年月日01.09.10(01.08.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

刷新宝塚の会

報告年月日01.12.18(01.12.18解散)

1 収入総額	11,000
前年繰越額	11,000
2 支出総額	11,000
3 支出の内訳	
経常経費	11,000
人件費	11,000

椎屋邦隆後援会

報告年月日01.10.07(01.10.01解散)

1 収入総額	8,420
前年繰越額	6,725
本年收入額	1,695
2 支出総額	8,420
3 本年收入の内訳	
寄附	1,695
個人分	1,695

4 支出の内訳		
政治活動費		8,420
機関紙誌の発行その他の事業費		8,420
機関紙誌の発行事業費		8,420
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	1,695	
幣原みや後援会		
報告年月日01.08.14(01.08.10解散)		
1 収入総額		40,000
本年收入額		40,000
2 支出総額		40,000
3 本年收入の内訳		
寄附		40,000
個人分		40,000
4 支出の内訳		
経常経費		40,000
事務所費		40,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	40,000	
市民と岡本はるきの会		
報告年月日31.02.19(31.02.19解散)		
1 収入総額		1,120
前年繰越額		1,120
2 支出総額		0
市民の風		
報告年月日01.06.26(01.06.01解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
市民力で「築こう清い宝塚」の会		
報告年月日01.12.18(01.12.18解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
下野邦彦後援会		
報告年月日01.12.06(01.11.30解散)		
1 収入総額		1,610,000
本年收入額		1,610,000
2 支出総額		1,606,032
3 本年收入の内訳		
寄附		1,610,000
個人分		1,610,000
4 支出の内訳		
経常経費		802,886

光熱水費		11,177
備品・消耗品費		246,859
事務所費		544,850
政治活動費		803,146
機関紙誌の発行その他の事業費		793,419
宣伝事業費		793,419
その他の経費		9,727
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
下野邦彦	1,480,000	西宮市
下野良昭	100,000	同市
年間5万円以下のもの	30,000	
小路克洋後援会（洋々会）		
報告年月日31.03.25(31.03.25解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
新生姫路市民の会		
報告年月日01.09.09(01.08.31解散)		
1 収入総額		9,045,017
前年繰越額		7,468,682
本年收入額		1,576,335
2 支出総額		8,458,763
3 本年收入の内訳		
寄附		576,310
政治団体分		576,310
機関紙誌の発行その他の事業による収入		1,000,000
その他の催物事業		1,000,000
その他の収入		25
一件10万円未満のもの		25
4 支出の内訳		
経常経費		557,494
備品・消耗品費		341,302
事務所費		216,192
政治活動費		7,901,269
組織活動費		22,076
機関紙誌の発行その他の事業費		2,327,985
機関紙誌の発行事業費		293,758
その他の事業費		2,034,227
寄附・交付金		4,000,000
その他の経費		1,551,208
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
石見利勝後援会	576,310	姫路市
世界一の街芦屋をつくる会		
報告年月日01.08.14(01.08.10解散)		
1 収入総額		2,258,591

本年收入額		2,258,591
2 支出総額		2,258,591
3 本年收入の内訳		
寄附		2,258,591
政治団体分		2,258,591
4 支出の内訳		
経常経費		73,832
人件費		60,000
備品・消耗品費		13,832
政治活動費		2,184,759
組織活動費		410
機関紙誌の発行その他の事業費		2,182,189
機関紙誌の発行事業費		1,986,169
宣伝事業費		196,020
その他の経費		2,160
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
新時代の芦屋をつくる会	2,208,670	芦屋市
年間5万円以下のもの	49,921	

高砂みらい創生

報告年月日01.05.20(01.05.20解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0

高橋しんご兵庫県後援会

報告年月日31.02.28(31.02.28解散)

1 収入総額		4,000,000
前年繰越額		4,000,000
2 支出総額		4,000,000
3 支出の内訳		
経常経費		12,960
備品・消耗品費		12,312
事務所費		648
政治活動費		3,987,040
組織活動費		5,040
寄附・交付金		3,982,000

高橋みつお後援会

報告年月日01.10.11(01.10.11解散)

1 収入総額		879,869
本年收入額		879,869
2 支出総額		879,869
3 本年收入の内訳		
寄附		879,869
政治団体分		879,869
4 支出の内訳		
政治活動費		879,869
組織活動費		578,384

機関紙誌の発行その他の事業費	293,373
宣伝事業費	293,373
寄附・交付金	8,112
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
公明党兵庫県本部	879,869 神戸市中央区
徹志会	
報告年月日01.11.12(01.10.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
永井ゆうや後援会	
報告年月日31.04.23(31.04.22解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中原ひとし後援会	
報告年月日01.12.18(01.12.18解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中村毅志後援会	
報告年月日01.11.12(01.10.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中山たけのぶ後援会	
報告年月日01.07.12(01.06.14解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
西谷八郎治後援会	
報告年月日01.07.09(01.06.30解散)	
1 収入総額	19,656
前年繰越額	19,656
2 支出総額	19,656
3 支出の内訳	
政治活動費	19,656
その他の経費	19,656
日本共産党神戸市議員金沢はるみ後援会	
報告年月日01.12.18(01.12.01解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
野口昌宏後援会	
報告年月日01.07.08(01.06.30解散)	
1 収入総額	1,050,929

前年繰越額		90,929	
本年收入額		960,000	
2 支出総額		1,015,425	
3 本年收入の内訳			
寄附		960,000	
個人分		50,000	
政治団体分		910,000	
4 支出の内訳			
経常経費		132,445	
備品・消耗品費		50,568	
事務所費		81,877	
政治活動費		882,980	
組織活動費		83,880	
機関紙誌の発行その他の事業費		299,100	
機関紙誌の発行事業費		271,100	
宣伝事業費		28,000	
その他の経費		500,000	
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
年間5万円以下のもの	50,000		
〔政治団体分〕			
国民民主党兵庫県総支部連合会	500,000	神戸市中央区	
国民民主党兵庫県第3区総支部	400,000	同 市須磨区	
年間5万円以下のもの	10,000		

肥爪かつゆき後援会

報告年月日01.07.17(01.07.17解散)

1 収入総額		17,494	
前年繰越額		17,494	
2 支出総額		17,494	
3 支出の内訳			
政治活動費		17,494	
組織活動費		17,494	

兵庫県薬剤師連盟尼崎支部

報告年月日01.06.10(01.05.31解散)

1 収入総額		440,421	
前年繰越額		310,421	
本年收入額		130,000	
2 支出総額		14,000	
3 本年收入の内訳			
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		130,000	
兵庫県薬剤師連盟		130,000	
4 支出の内訳			
政治活動費		14,000	
組織活動費		14,000	

ふくもと昇後援会

報告年月日31.03.20(31.03.20解散)

1	収入総額	600,169
	前年繰越額	600,167
	本年収入額	2
2	支出総額	600,169
3	本年収入の内訳	
	その他の収入	2
	一件10万円未満のもの	2
4	支出の内訳	
	政治活動費	600,169
	寄附・交付金	600,169

細野あきひろ後援会

報告年月日01.12.23(01.12.20解散)

1	収入総額	1,303,488
	前年繰越額	1,303,488
2	支出総額	0

松尾幸宏後援会

報告年月日01.08.13(01.08.13解散)

1	収入総額	111,270
	前年繰越額	111,270
2	支出総額	0

松本ゆういち後援会

報告年月日01.11.14(31.02.28解散)

1	収入総額	0
2	支出総額	0

丸山孝宏後援会

報告年月日01.06.06(01.06.05解散)

1	収入総額	4,559
	前年繰越額	4,559
2	支出総額	0

水岡俊一はげます会

報告年月日01.11.25(01.10.31解散)

1	収入総額	279,358
	前年繰越額	53,358
	本年収入額	226,000
2	支出総額	279,358
3	本年収入の内訳	
	寄附	180,000
	個人分	180,000
	その他の収入	46,000
	一件10万円未満のもの	46,000
4	支出の内訳	
	経常経費	271,964
	事務所費	271,964

政治活動費		7,394
寄附・交付金		7,394
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
水岡道子	180,000	豊岡市
光本けいすけ後援会		
報告年月日01.09.18(01.09.15解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
みなせん@西宮・芦屋		
報告年月日01.08.21(01.08.10解散)		
1 収入総額		31,970
前年繰越額		31,970
2 支出総額		0
宮崎まさお兵庫県後援会		
報告年月日01.12.05(01.11.29解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
MIYA Network		
報告年月日01.08.14(01.08.10解散)		
1 収入総額		49,921
前年繰越額		49,921
2 支出総額		49,921
3 支出の内訳		
政治活動費		49,921
寄附・交付金		49,921
百崎久枝後援会		
報告年月日01.11.12(31.03.11解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
森田としかず後援会		
報告年月日01.12.10(01.12.10解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
森田まさかず後援会		
報告年月日01.12.19(01.12.16解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
山田ひとみ後援会		
報告年月日31.04.01(31.03.31解散)		
1 収入総額		19,572

前年繰越額	19,572
2 支出総額	0
吉岡政和後援会	
報告年月日01.11.27(01.10.31解散)	
1 収入総額	1,157,584
前年繰越額	899,121
本年收入額	258,463
2 支出総額	267,496
3 本年收入の内訳	
寄附	258,463
政治団体分	258,463
4 支出の内訳	
経常経費	2,160
備品・消耗品費	2,160
政治活動費	265,336
組織活動費	10,000
機関紙誌の発行その他の事業費	255,336
宣伝事業費	255,336
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
自由民主党兵庫県西宮市第四支部	258,463 西宮市
吉田政男後援会	
報告年月日31.03.18(31.03.18解散)	
1 収入総額	1,032,186
前年繰越額	1,032,186
2 支出総額	0

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第199号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年7月17日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川輝久

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和2年8月17日（月）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和2年8月20日（木）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和2年8月25日(火)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和2年7月27日(月)から同年8月4日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 3の(1)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

- (f) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 申込書1通
- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
- (f) 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (f) 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (g) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (d) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (f) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 申込書の配布
- 申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。
- 8 受講手数料
- 新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。
- 9 受講日の携行品
- 筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 10 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 11 講習委託先
- 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 12 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166